

【介護保険対応 訪問看護利用料金表(非課税)】

サービス内容	金額	単位	サービス提供時間	基本単位
訪問看護 I -1・時間内	655円	314	1回につき 20分未満	314単位
訪問看護 I -1・夜	818円	393		(303単位)
訪問看護 I -1・深	982円	471		
訪問看護 I -2・時間内	982円	471	1回につき 30分未満	471単位
訪問看護 I -2・夜	1,227円	589		(451単位)
訪問看護 I -2・深	1,473円	707		
訪問看護 I -3・時間内	1,715円	823	1回につき 30分以上1時間未満	823単位
訪問看護 I -3・夜	2,144円	1,029		(794単位)
訪問看護 I -3・深	2,573円	1,235		
訪問看護 I -4・時間内	2,351円	1,128	1回につき 1時間以上1時間30分未満	1,128単位
訪問看護 I -4・夜	2,939円	1,410		(1090単位)
訪問看護 I -4・深	3,526円	1,692		
訪問看護 I -5(PT・OT)	613円	294	※リハビリ 20分	294単位
訪問看護 I -5(PT・OT)	1,226円	588	リハビリ 40分 294単位×2	(284単位)
看護体制強化加算(Ⅰ)	1,251円	600	訪問看護ステーションが医療ニーズに対応する為に一定の基準を満たした場合に算定。	
看護体制強化加算(Ⅱ)	626円	300		
特別管理加算Ⅰ	1,042円	500	在宅悪性腫瘍患者指導管理等を受けている状態や留置カテーテル等を使用している状態であること。	
(1か月につき1回)				
特別管理加算Ⅱ	521円	250	在宅酸素療法指導管理などを受けている状態や真皮を超える褥瘡の状態であること。	
(1か月につき1回)				
複数名訪問看護加算(30分未満)	265円(219円)	254(210)	1回につき複数名の看護師等が1人の利用者に訪問看護を行った場合に算定。(カッコ内は看護補助者の場合)	
複数名訪問看護加算(30分以上)	419円(331円)	402(317)		
長時間訪問看護加算	626円	300	特別管理加算対象の方で1時間30分以上の場合算定	
初回加算	626円	300	新規に訪問看護を提供した場合※退院日当日の場合350単位	
退院時共同指導加算	1,251円	600	主治医等と連携して在宅生活における必要な指導を行い、その内容を文章により提供した場合	
* 緊急時訪問看護加算	1,251円	600	1か月につき1回算定。	
* ターミナルケア加算	5,210円	2,500	死亡月につき1回算定。	
居宅療養管理指導	400円	400	利用者が定期的に通院している場合、定期的に訪問診療を受けている場合又は訪問看護等を利用していない場合に算定	

*PT...理学療法士、OT...作業療法士 リハビリは上限は週120分迄。

*介護予防訪問看護の利用料(単位数)は基本単位の下段の金額です。

*緊急時訪問看護加算、ターミナルケア加算、夜・朝、深夜加算は24時間連絡体制にあるステーションが算定することができます。

※夜間・早朝 25%増し 深夜 50%増し

※緊急時訪問看護加算・特別管理加算Ⅰ・Ⅱは区分支給限度基準額の算定対象外。

【運営基準に定められたその他の費用】

※1割負担

【介護保険対象外のサービス実施のご利用料(税別)】

算定項目	サービス内容
在宅以外での訪問看護	1時間まで実費9,000円。 2時間目以降は要相談。
死後の処置	亡くなられた後の処置と処置材料費込みで20,000円。
その他オプション	ご相談に応じます。



〒673-0876

兵庫県明石市東人丸町22-5

Tel 078-915-0175

Fax 078-915-0176

《利用料負担額の計算方法》

地域単価×単位数＝〇〇円(1円未満切り捨て)

〇〇円－(〇〇円×0.8(1円未満切り捨て))＝△△円(利用者負担額)

*明石市の地域単価は10.42円

*准看護師がサービスを提供する場合は全ての基本単位数×90%になります。

*夜間・早朝

午前6時～午前8時まで、または午後6時～午後10時までサービスを行った場合、基本単位数に25%加算されます。

*深夜

午後10時～午前6時の間にサービスを提供する場合、基本単位数に50%を加算されます。